# 新人看護職員研修事業

平成23年度予算案

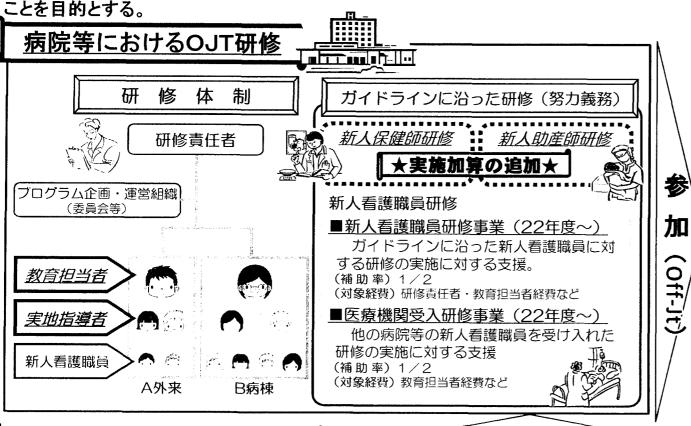
平成22年度予算額

1.181百万円

(1,688百万円)

資料 11

新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図る



# 推進事業(都道府県)



援 支

## ■新人看護職員研修推進事業(22年度~)

すべての病院等の新人看護職員がガイドラインに沿った研修を受けられるよう、 地域における連携体制を構築し、新人研修の着実な推進を図るため

- ① 病院団体や職能団体などの関係者による協議会を設け、施設間連携の活性化 に関する方策や調整などを協議
- 新人研修が実施困難な病院等へのアドバイザー派遣などの事業の実施。 (補助率) 定額(1/2相当) (対象経費)諸謝金、旅費、会議費、会場借料、賃金など

# 集合研修(都道府県)



## ■多施設合同研修(22年度~)

新人研修が自施設で完結することが困難 な施設の新人を対象とした研修の実施。

(補助率) 定額(1/2相当)

(対象経費) 諸謝金・旅費、会場借料、賃金など

## ※ 新人助産師 を対象とした合同研修

各病院等の新人助産師は少数であるた め、どの病院等でも共通する研修内容等 に関して、合同で開催することにより効 率的・効果的な新人研修を実施。

# ■研修責任者研修(22年度~)

新人研修の企画・運営等に必要な能力を 習得するための研修の実施。

(補助率) 定額(1/2相当)

(対象経費) 諸謝金・旅費、会場借料、賃金など

# ★新規追加

## ■ 教育担当者・実地指導者研修

新人研修の実施が困難な病院における適切な 研修実施体制を確保するため、教育担当者や実 地指導者に必要な能力を習得するための研修を 実施し、更なる普及を図る。

(補助率) 定額 (1/2相当)

(対象経費) 諸謝金・旅費、会場借料、賃金など



## (新旧対照表)【抜粋版】

新

### 看護職員確保対策事業等実施要綱

医政発 0 3 2 4 第 2 1 号 平成 2 2 年 3 月 2 4 日

一部改正 医政発 第

平成 年 月

#### I 看護職員確保対策事業

- 2 新人看護職員研修事業
- (1)新人看護職員研修事業
  - 目的

この事業は、病院等 (#1) において、新人看護職員 (#2) 、新人保健師 (#3) 及び新人助産師 (#4) が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

- (は1) 病院等とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)第2条第2項に規定する病院等をいう。(以下、「病院等」という。)
- (注2) 新人看護職員とは、主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、 看護師及び准看護師をいう。(以下、「新人看護職員」という。)
- (達3) 新人保健師とは、主として保健師免許取得後に初めて保健師として就労する 保健師をいう。(以下、「新人保健師」という。)
- (注1) 新人助産師とは、主として助産師免許取得後に初めて助産師として就労する 助産師をいう。(以下、「新人助産師」という。
- ② 新人看護職員研修事業

ア (略)

#### イ 事業内容

病院等は、新人看護職員研修ガイドライン(<u>平成23年2月14日医政看発0214第2号</u>厚生労働省医政局看護課長通知、以下「ガイドライン」という。)に示された以下の項目に沿って、新人看護職員<u>、新人保健師又は新人助産師</u>に対する研修を実施する。

(ア) 「新人看護職員を支える体制の構築」 (ガイドライン<u>の</u>I-3-1) <u>又は</u> <u>ガイドラインのうち保健師編のI-3-1)</u> を参照) として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

旧

#### 看護職員確保対策事業等実施要綱

医政発 0 3 2 4 第 2 1 号 平成 2 2 年 3 月 2 4 日

#### I 看護職員確保対策事業

- 2 新人看護職員研修事業
- (1) 新人看護職員研修事業
  - ① 目的

この事業は、病院等(#1)において、新人看護職員(#2)が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

- (準1) 病院等とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)第2条第2項に規定する病院等をいう。(以下、「病院等」という。)
- (は2) 新人看護職員とは、主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、 看護師及び准看護師をいう。(以下、「新人看護職員」という。)

#### ② 新人看護職員研修事業

ア 事業の実施主体

この事業の実施主体は、病院等とする。ただし、国立高度専門医療研究センターは除く。

#### イ 事業内容

病院等は、新人看護職員研修ガイドライン(<u>平成21年12月24日医政看</u> <u>発第1224第1号</u>厚生労働省医政局看護課長通知、以下「ガイドライン」という。)に示された以下の項目に沿って、新人看護職員に対する研修を実施する。

(ア) 「新人看護職員を支える体制の構築」(ガイドライン I - 3 - 1)を参照)として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

- (ウ) 「新人看護職員研修」(ガイドライン<u>の</u>IIを参照)に沿って、到達目標を <u>設定し</u>、その評価を<u>行うとともに、研修の実施に当たっては、</u>研修プログラムを<u>作成すること。なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関</u>する項目を含めること。

また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」(ガイドラインのうち保健師編のⅡ)に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

#### ③ 外部研修事業

ア 目的(略)

#### イ 事業内容

#### (ア) 医療機関受入研修事業

a (略)

b 新人看護職員研修事業を実施する病院等は、自施設の新人看護職員研修 を公開し、公募により受け入れを実施する<u>こととし、受け入れを行う研修</u> は、複数月で実施すること。なお、新人保健師研修又は新人助産師研修の 受け入れを行う場合も同様とする。

#### (イ) 多施設合同研修事業

a (略)

b 都道府県は、新人看護職員<u>又は新人助産師</u>を対象に、病院等で行うガイドラインに沿った新人看護職員研修<u>又は新人助産師研修</u>を補完する研修を 企画・立案し実施する。

c~e (略)

- (イ) 「研修における組織の体制」(ガイドライン I -3-2)を参照)として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。
- (ウ) 「新人看護職員研修」(ガイドラインIIを参照)に沿って、到達目標を<u>設</u> <u>定するとともに</u>、その評価を<u>行うこと。また、</u>研修プログラムを作成し<u>研</u> <u>修を実施すること。</u>

#### ③ 外部研修事業

ア目的

この事業は、新人看護職員研修を自施設単独で完結できない場合に、外部組織の研修を活用することにより、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする。

#### イ 事業内容

### (ア) 医療機関受入研修事業

- a この事業の実施主体は、②の新人看護職員研修事業を実施する病院等とする。ただし、国立高度専門医療研究センターは除く。
- b 新人看護職員研修事業を実施する病院等は、自施設の新人看護職員研修 を公開し、公募により受け入れを実施する<u>こと。なお、受け入れを行う研</u> 修は、複数月で実施すること。

#### (イ) 多施設合同研修事業

- a この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要があるときは、事業を委託することができる。
- b 都道府県は、新人看護職員を対象に、病院等で行うガイドラインに沿った新人看護職員研修を補完する研修を企画・立案し実施する。
- c 研修の内容は、地域における医療機関受入研修事業やその他の外部組織 で行われている研修内容を考慮したものとすること。
- d 研修の実施に当たっては、複数月で実施することとし、研修の年間スケジュールを予め示すなど、多くの病院等が参加しやすいよう配慮すること。
- e 研修実施後は、参加者の意見等を把握し、研修内容・運営方法等の評価 を行い、以後の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

#### (2) 研修責任者等研修事業

#### ア 目的

この事業は、病院等の研修責任者<u>教育担当者又は実地指導者</u>がガイドラインに示されている新人看護職員研修の実施に必要な能力を習得し、適切な研修実施体制を確保することを目的とする。

イ (略)

#### ウ 事業内容

- (ア) 都道府県は、新人看護職員研修における研修責任者、教育担当者又は実地指 <u>導者</u>として、ガイドラインで求められている<u>それぞれの</u>能力を習得するための <u>研修責任者研修、教育担当者研修又は実地指導者研修</u>を企画・立案し、実施す るものとする。<u>なお</u>、研修の内容には以下の項目を盛り込むこと。
  - a 研修責任者研修
  - ・ 新人看護職員研修ガイドラインの考え方
  - · 新人看護職員研修体制の構築
  - 新人看護職員研修の企画と評価
  - · 実地指導者及び教育担当者の育成
  - b 教育担当者研修
  - ・ 新人看護職員研修における教育担当者の役割
  - 到達目標の理解と設定
  - ・教育に関する知識
  - ・ 課題と解決策の検討
  - ・ 年間教育計画の立案
  - c 実地指導者研修
    - 組織の教育システム
    - 新人看護職員の現状
    - 学習に関する基礎知識
    - メンタルサポート支援
  - 看護技術の指導方法
- (イ) 研修対象者は、ガイドラインで規定された研修責任者、教育担当者又は実地 指導者としての役割を担う者又はその任にあたる予定のある者とする。なお、 研修希望者が多数の場合は、新人看護職員研修の実施が困難な病院等の職員を 優先すること。
- (ウ)研修の実施に当たっては、多くの病院等から参加しやすいよう<u>研修時間、日数や開催回数等に配慮したものとなるよう努めること</u>。

#### (2) 研修責任者研修事業

#### ア目的

この事業は、研修責任者がガイドラインに示されている新人看護職員研修の実施に必要な能力を習得し、適切な研修実施体制を確保することを目的とする。

#### イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。なお、事業目的の達成に必要があるときは、事業を委託することができる。

#### ウ 事業内容

(ア)都道府県は、新人看護職員研修における研修責任者としてガイドラインI-23-2)-④で求められている能力を習得するための<u>研修</u>を企画・立案し、実施するものとする。

なお、研修の内容には以下の項目を盛り込むこと。

- a 新人看護職員研修ガイドラインの考え方
- b 新人看護職員研修体制の構築
- c 新人看護職員研修の企画と評価
- d 実地指導者及び教育担当者の育成

(追加)

(追加)

- (イ)研修対象者は、ガイドラインで規定された研修責任者としての役割を担う 者又はその任にあたる予定のある者とする。
- (ウ)研修の実施に当たっては、多くの病院等が参加しやすいよう<u>原則複数の機</u>会を設けて開催すること。

(エ) (略)

## (参考) プログラム例

### 研修責任者研修

切1/20 具1士百切1/2		
研修項目	研修内容	研修方法
新人看護職員研修	・新人看護職員研修の概要	講義
ガイドラインの考	・新人看護職員研修ガイドラインの考え方	
え方	・新人看護職員研修における研修責任者の役割	
新人看護職員研修	・新人看護職員研修の組織体制	講義
体制の構築	・研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割	
	・新人看護職員研修に関わる看護職員の職場適応	
	やメタルサポート	
新人看護職員研修	・看護教育における看護実践能力の習得状況	講義及び
の企画と評価	・施設及び看護部門の教育方針に基づく新人看	演習
	護職員の到達目標の設定	
	・新人看護職員研修の年間プログラムの立案	
実地指導者及び教	・実地指導者及び教育担当者の育成	講義及び
育担当者の育成		演習

### 教育担当者研修

研修項目	研修内容	研修方法
新人看護職員研修	・新人看護職員研修ガイドラインの考え方	講義及び
における教育担当	・教育担当者に対する期待	演習
者の役割		
到達目標の理解と	・組織の理念と人材育成の考え方	講義及び
<u>設定</u>	・新人看護職員研修の目標設定	演習
教育に関する知識	・カリキュラム、教育方法及び教育評価等	講義
課題と解決策の検	・新人看護職員・実地指導者・教育システムに関	演習
討	する課題の明確化と解決策の検討	
年間教育計画の立	・年間教育計画の立案・見直し	演習
案		

### <u>実地指導者研修</u>

75,010 th th to the		
研修項目	研修内容	研修方法
組織の教育システ	・組織の理念と人材育成の考え方	講義
<u> </u>	・施設内の教育体制	
	・実地指導者の役割	
新人看護職員の現	・看護基礎教育の現状	講義

(エ)研修実施後は、参加者の意見等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を 行い以後の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

#### (参考) プログラム例

研修項目	研修内容	研修方法
新人看護職員研修	・新人看護職員研修の概要	講義
ガイドラインの考	・新人看護職員研修ガイドラインの考え方	
え方	・新人看護職員研修における研修責任者の役割	
新人看護職員研修	・新人看護職員研修の組織体制	講義
体制の構築	・研修責任者、教育担当者、実地指導者の役割	
	・新人看護職員研修に関わる看護職員の職場適応	
	やメタルサポート	
新人看護職員研修	・看護教育における看護実践能力の習得状況	講義及び
の企画と評価	・施設及び看護部門の教育方針に基づく新人看	演習
	護職員の到達目標の設定	
	・新人看護職員研修の年間プログラムの立案	
実地指導者及び教	· 実地指導者 <u>、</u> 教育担当者の育成	講義及び
育担当者の育成		演習

(追加)

(追加)

		, /L / C // (
<u> </u>	・新人看護職員の技術習得状況	]
	・新人看護職員研修ガイドラインの考え方	
学習に関する基礎	・学習理論、教育方法及び教育評価	講義
知識		
メンタルサポート	<u>・コーチング、カウンセリングスキル、及びコミ</u>	講義及び
<u>支援</u>	ユニケーション	演習
看護技術の指導方	・看護技術の指導方法、指導の実際	演習
<u></u>	・看護技術の評価方法	

#### (3) 新人看護職員研修推進事業(略)

#### (3) 新人看護職員研修推進事業

#### ア目的

この事業は、すべての病院等の新人看護職員がガイドラインに沿った研修を受けられる環境を整備するため、地域における連携体制を構築し、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする。

#### イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要があるときは、事業を委託することができる。

#### ウ 事業内容

- (ア) 都道府県は、関係行政機関、病院団体、職能団体及び教育機関などの関係者により構成される協議会を設置する。なお、協議会は既存の検討会等をもって代えることができる。
- (イ)協議会は、外部研修事業等の推進を図るため、地域単位での病院等間の連携 を活性化するための方策及び調整等に関して協議する。
- (ウ) 都道府県は、次の掲げる事業のうち必要な事業について実施する。
  - a 地域の病院等や外部組織が実施する新人看護職員研修の施設間における情報共有や連携・調整に関すること。
  - b 新人看護職員研修の実施が困難な病院等に対するアドバイザー派遣に関すること。
  - c 新人看護職員研修の普及啓発に関すること。

# ●新人看護職員研修事業 基準額等一覧表 (平成23年度改正案)

※本資料の内容は、2月2日時点での案であり、今後、変更等もあり得ますのでご留意願います。

事業区分		平成23年度改正案		平成22年度			
事 来 区 刀	基準額	対 象 経 費	基準額	対 象 経 費			
新人看護職員研修事業 (実施主体:病院等、補助率	:1/2)						
		■新人看護職員研修事業の実施に必要な次に掲げる経費		■新人看護職員研修事業の実施に必要な次に掲げる経費			
研修経費 (新人看護職員等が1名の場合)	440 千円	耗品費、会議費、凶審購入費)、役務費(通信連搬費、雑役務費)、使用料及び賃	440 千円	·研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、諸謝金、旅費、需用費(印刷製本費、 消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び			
※ 新人保健師研修・新人助産師研修のい ずれかを含む場合 (新規)	586 壬円	借料、 <u>備品購入費、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)</u>		賃借料、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)			
<ul><li>※ 新人保健師研修・新人助産師研修の両 方を含む場 (新規)</li></ul>	732 壬円						
(新人看護職員 <u>等</u> が2名以上の場合)	630 千円	(注) 新人看護職員数等の人数は、当該年度の4月末日現在における <u>新人看護職</u> 高、新人母は955円では、財産等のな職者数でもって、それぞれの理解に会力	630 千円	·研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、諸謝金、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び			
※ 新人保健師研修・新人助産師研修のい ずれかを含む場合 (新規)	776 壬円	員、新人保健師及び新人助産師の在職者数であって、それぞれの研修に参加 する人数とし、上限を70名とする。なお、新人看護職員研修、新人保健師研修		賃借料、備品購入費、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)			
<ul><li>※ 新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場 (新規)</li></ul>	922 壬円	又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1名として計上する。					
教育担当者経費(新人看護職員5名以上で、5名ごと)	215 千円	教育担当者経費(謝金、人件費、手当)	215 千円	・教育担当者経費(謝金、人件費、手当)			
医療機関受入研修事業 (実施主体:病院等、補助率	:1/2)						
5名未満を受け入れる場合	113 千円	■医療機関受入研修事業の実施に必要な次に掲げる経費	113 千円	■医療機関受入研修事業の実施に必要な次に掲げる経費			
5名から9名受け入れる場合	226 千円	教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雜役務費)、使用料及び負借料、備品購	226 千円	教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購			
10名から14名受け入れる場合	566 千円	入費	566 千円	入費			
15名から19名受け入れる場合	849 千円		849 千円				
20名以上受け入れる場合	1,132 千円	(注) 受入人数については、1名当たり年間40時間で1名とし、30名を上限とする。	1,132 千円	(注) 受入人数については、1名当たり年間40時間で1名とし、30名を上限とする。			
20名を超える場合1名増すごと (30名を上限)	45 千円	なお、1名40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1名とする。	45 千円	なお、1名40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1名とする。			
多施設合同研修事業 (実施主体:都道府県) 補助率変更: 1/2 → 定額(1/2相当)		■多施設合同研修事業の実施に必要な次に掲げる経費		■多施設合同研修事業の実施に必要な次に掲げる経費			
新人看護職員合同研修	1,009 壬円	貴金、報償費、委員等旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、役務費 (通信連搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費(演習用に限る)、委	2,019 千円	賃金、報償費、委員等旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、役務費			
新人助産師合同研修(新規)	1,009 千円	に対(左記経費に該当するもの)		(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費(演習用に限る)、委託料(左記経費に該当するもの)			
研修責任者等研修事業 (実施主体:都道府県) 補助率変更: 1/2 → 定額(1/2相当)		■研修責任者等研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 ・		■研修責任者研修事業の実施に必要な次に掲げる経費			
研修責任者研修	1.171 壬円	賃金、報償費、委員等旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、役務費 (通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、委託料(左記経費に該当するも	2,343 千円	賃金、報償費、委員等旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、役務費			
教育担当者研修(新規)	1.171 壬円	の)	2,5.5 , 7 1	(周治定販具、程度の負/、使用社及の負債件、安託社(在託程111-該当9のもの)			
<u>実地指導者研修(新規)</u>	1.171 <u>千円</u>						
新人看護職員研修推進事業(実施主体:都道府県) 抽助率変更: 1/2 → 定額(1/2相当)		■新人看護職員研修推進事業の実施に必要な次に掲げる経費		■新人看護職員研修推進事業の実施に必要な次に掲げる経費			
協議会経費	2,307 千円	賃金、報償費、委員等旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、役務費 (通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、委託料(左記経費に該当するも	4,615 千円	賃金、報償費、委員等旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、役務費 (通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、委託料(左記経費に該当するも			
アドバイザー派遣経費	170 壬円	o)	340 千円	I Φ)			

# 新人看護職員研修事業の対象者の範囲(案)

【新人看護職員の範囲と重複しないケース】 保健師免許取得後、1年看護師として就業 した後、保健師として再就業した場合など

# 新人看護職員

新人看護職員とは、主として免許 取得後に初めて就労する保健師、 助産師、看護師及び准看護師。

=新人看護職員研修の対象者

※新人看護職員の離職率

この範囲の看護職員の離職率

# 新人保健師

新人保健師とは、主として保健師 免許取得後に初めて保健師として 就労する保健師。

=新人保健師研修の対象者

# 新人助產師

新人助産師とは、主として助産師 免許取得後に初めて助産師として 就労する助産師。

=新人助産師研修の対象者

補助基準額の算出には、この範囲の人数が計上できる。ただし、重複は認めない。

※本資料の内容は、2月2日時点での案であり、今後、変更等もあり得ますのでご留意願います。

## (単位:千円)

# (参考) 新人看護職員研修事業の1施設あたりの補助基準額(例)

※補助率:1/2 (負担割合:国1/2、県1/2以内、病院等1/2以内)

## 新人研修実施施設

新人職員数	新人看護職	員研修のみ	⊬の場合	新人保健師研 のいずれ	修・新人助 かを含む場		新人保健師研修·新人助産師研修 の両方を含む場合		
(上限70人)	計	研修経費	教育担当 者経費	計	研修経費	教育担当 者経費	≣†	研修経費	教育担当 者経費
新人職員1人	440	440	-	586	586	_	732	732	_
新人職員2人~4人	630	630	•	776	776	-	922	922	_
新人職員5人	845	630	215	991	776	215	1,137	922	215
新人職員10人	1,060	630	430	1,206	776	430	1,352	922	430
新人職員15人	1,275	630	645	1,421	776	645	1,567	922	645
新人職員20人	1,490	630	860	1,636	776	860	1,782	922	860
新人職員30人	1,920	630	1,290	2,066	776	1,290	2,212	922	1,290
新人職員50人	2,780	630	2,150	2,926	776	2,150	3,072	922	2,150
新人職員70人以上	3,640	630	3,010	3,786	776	3,010	3,932	922	3,010

## 他施設から受入を行う場合

受入人数 (上限30人)	加算額
5人未満	113
5~9人	226
10~14人	566
15~19人	849
20人	1,132
30人以上	1,582



# 平成22年度新人看護職員研修事業の実施状況

_	如法中语名			新人看護職員	研修事業	医療機関3	<b>多入研修事業</b>	都道府県実施事業			
No	都道府県名			施設数	受入施設数	新人職員数	受入人数	多施設合同研修 事業	研修責任者研修 事業	新人看護職員 研修推進事業	
1	北	海	道	150	32	1,820	125	×	0	×	
2		森	県	28	3	307	8	×	0	×	
3	岩		県	30	0	209	0	×	×	×	
4	宮	城	県	27	1	507	12	×	×	×	
5	 秋	<u> </u>	県	18	0	249	0	0	0	×	
6	山	形	県	25	4	295	9	×	×	×	
7	福	島	県	32	8	471	53	×	0	×	
- 8	茨	城	県	40	6	701	47	0	0	0	
9	栃	————— 木	県	40	8	606	42	0	×	×	
10	群	馬	- 県	52	0	573	0	×	0	×	
11	埼		県	81	18	1,255	162	0	×	×	
12	千	<del></del> 葉	県	64	13	1,339	46	0	0	×	
13	東	<del>*</del> 京	都	116	7	3,788	26	×	0	0	
14	_ <del>米</del> 神	<del></del> 奈 川	県	98	6	2,229	24	×	×	×	
		<del>- 赤                                   </del>	県	40	3	442	9	×	×	×	
15	新官			16	3	268	24	×	0	×	
16	富	<u>山</u>	県		6	371	50	×	0	×	
17	石	<u>   </u>	県	31	0	231	0	×	×		
18	福	井	県	+	0	226	0	×	0	×	
19	山	梨	県	12		446	157	Ô	0	×	
20	長	野_	県	27	18		4	×	0	+ ×	
21	岐	阜	県	30	1	516	72	ô	0	×	
22	静	岡	県	54	20	928	23	×	×		
23	愛	——知	県	54	2	1,785			0	0	
24	Ξ		県	37	4	467	8	0	×	×	
25	滋	賀	県	23	4	412	31	×	<del></del>		
26	京		府	64	20	978	115	0	0_		
27	大	阪	府	119	28	2,769	398	×	0	X	
28	兵	庫	県	101	28	1,566	152	0	0	×	
29		良	県	22	5	319	39	0	0	×	
30	<del> </del>		県		3		32	×	0	×	
31	-	取	県	19	3		6	×	×	×	
32	+	根	県	18	2		30	0	0	×	
33		山	県	27	4		10	×	×	×	
34	<del>!</del> -	島	県	52			98	0	0	0	
35	+		県				6	×	×	×	
36	徳	島	県	18			13	×	×	×	
37	香	Ш	県	21	0	<del></del>	0	×	0	0	
38	愛	媛	県	25	5	296	51	×	0	×	
39	高	知	県	13	1	150	14	×	0_	×	
40	福	尚	県	115	22	2,064	191	×	0_	×	
41	佐	賀	県	17	1	250	3	×	0_	×	
42	長	崎	県	35	3	373	21	×	×	×	
43	熊	本	県	35	5	469	58	×	0	×	
44	+		県	34	7	342	27	×	0	×	
45	+	崎	県		6	257	35	×	×	×	
46	+ -						0	×	0	0	
47			- /:				28	×	×	×	
	1	合計	- 11	2,032			2,259	<del> </del>	30	7	

平成23年1月20日現在